

# 施 行 細 則

昭和42年8月8日制定  
昭和47年4月17日改正  
昭和52年10月3日改正  
昭和60年9月20日改正  
昭和63年3月5日改正  
平成2年2月27日改正  
平成3年5月14日改正  
平成4年6月10日改正  
平成6年5月18日改正  
平成10年2月27日改正  
平成10年5月13日改正  
平成10年9月28日改正  
平成11年2月25日改正  
平成12年2月25日改正  
平成14年3月8日改正  
平成16年3月18日改正  
平成18年5月26日改正

本会の細則を次のとおり定める。

## 第1章 会員及び会費

1. 本会の会員、準会員等について、次のように定める。

(会 員)

- (1) 会員は、都道府県知的障害者福祉協会（以下「地方会」という）に所属する、社会福祉法人、公益法人、国及び地方公共団体等が経営する、知的障害者を主たる対象として障害福祉サービスを行う施設及び事業（別表1）とし、所定の会費（別表2）を納入しなければならない。
- (2) 会長は、本会の事業において特に貢献した者、学識経験者を理事会の承認を得て、会員にすることができる。但し、会費は免除とする。
- (3) 会費の納入は、地方会単位で一括して納入することとする。

(準会員)

- (1) 準会員は地方会に所属する、第1章1（1）に定める会員以外の障害福祉サービスを行う施設及び事業とし、所定の会費（別表2）を納入しなければならない。

(研究会員)

会員・準会員施設及び事業に所属する職員で、所定の会費を納入する者を研究会員とすることができる。

(賛助会員)

賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、毎年10,000円以上の賛助会費を納入する個人又は団体とする。

## 第2章 会 議 等

2. 本会の事業の円滑なる運営をはかるために、次の会を置くものとする。

(1) 地 区 会

別表3の地区の区分により構成する。

(2) 部 会

部会は次のとおりとし、それぞれに（支援スタッフ部会を除く）分科会を置くこととする。

〔発達支援部会〕

児童施設分科会

児童通園施設・児童デイサービス分科会

〔生活支援部会〕

更生施設分科会

授産施設分科会

〔日中活動支援部会〕

通所更生施設分科会

通所授産施設分科会

福祉工場分科会

〔地域支援部会〕

通勤寮分科会

グループホーム・ケアホーム等分科会

相談支援事業等分科会

就業・生活支援センター等分科会

居宅介護事業等分科会

〔支援スタッフ部会〕

(3) 委 員 会

委員会は、部ごとに次のとおりとする。但し、下記委員会のほかに特別委員会を設けることができる。

〔政策・研究部〕

政策委員会

調査・研究委員会

〔総務部〕

情報広報委員会

人権・倫理委員会

危機管理委員会

〔事業部〕

編集出版企画委員会

人材育成・研修委員会

〔国際部〕

国際委員会

(4) 理事運営会議

ア 理事運営会議は、全理事をもって構成する。

イ 理事運営会議は、協会の円滑な運営並びに事業活動の推進を図るため次の事項について調整、協議する。

(ア) 役員会提出議案に関する事

(イ) 理事会決議事項の執行に関する事

(ウ) その他、理事会の議決を要しない経常的業務の処理に関する事

ウ 会議に座長及び副座長1名を置く。

エ 座長は会長とし、副座長は会長が副会長の中から指名する。

オ 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代行する。

カ 会議は、座長が招集する。

キ 会議は、原則として年2回開催する。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

ク 会議は、2分の1以上の理事の出席がなければ開催することができない。

ケ 会議は、協議録を作成し、その内容は必要に応じ監事、評議員会に報告しなければならない。

### 第3章 評議員及び理事、監事の選出

3. 評議員及び理事、監事の選出にあたっての会員とは、施設又は事業にあつては、第1章1(1)に定める施設及び事業に属する者とする。但し、選出は1施設及び1事業からいずれかの1名を限度とする。

4. 評議員の選出は次によるものとする。

(1) 地方及び地区会の推薦によるもの

① 地方会 若干名

② 部会 若干名

(2) 会長が推薦し、理事会の承認を得たもの 若干名

5. 理事の選出は次によるものとする。

(1) 地区会、部会の互選によるもの

① 地区会 若干名

② 部会 若干名

(2) 会長が推薦し、理事会の承認を得たもの 若干名

(3) 会長が理事会の承認を得て、指名するもの 若干名

6. 監事の選出は次によるものとする。

会長が推薦し、評議員会の承認を得たもの 若干名

7. 評議員及び理事、監事の選出方法と区分、定数については別にこれを定める。

#### 第4章 部を担当する理事

8. 第2章(3)に規定する委員会の部に、それぞれを統括する理事（以下「部担当理事」という）を置くこととする。
9. 部担当理事は、会長が副会長、常任理事を除く理事の中から部ごとに1名を指名することとする。

##### 附 則

この細則は、平成14年3月8日から実施する。

##### 附 則

この細則は、平成16年年4月1日から実施する。但し、別表1の「会員となる知的障害関係施設及び事業」並びに別表2の「施設等形態別、定員規模別会費金額表」については、平成17年4月1日より施行する。

##### 附 則

- 1 この細則は、平成18年10月1日から実施する。
- 2 会費納入にあたっての会費年額は、当該年度の4月1日を基準日とする。同基準日以降で当該年度内に事業者指定等の変更があった場合であっても、基準日をもって当該年度の会費とする。
- 3 別表2に定める会費年額表は、今後の施行状況を踏まえ、平成21年度に見直すものとする。

別表1

—会員となる施設、障害福祉サービス及び事業—

(1) 「児童福祉法」に定める次の児童福祉施設 知的障害児施設 知的障害児通園施設 重症心身障害児施設
(2) 「発達障害者支援法」に定める発達障害者支援センター
(3) 「知的障害者福祉法」に定める次の知的障害者援護施設 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮
(4) 厚生労働省事務次官通知に基づく知的障害者福祉工場 (但し、認可を受けた福祉工場に限る)
(5) 「障害者自立支援法」に定める次の障害福祉サービス 児童デイサービス 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 施設入所支援 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、共同生活介護、共同生活援助
(6) 「障害者自立支援法」に定める次の地域生活支援事業 相談支援事業 移動支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム
(7) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく就業・生活支援センター
(8) 「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」に定める福祉施設
(9) その他、上記に準じるものとして理事会が認めたもの。

※会員は、指定事業所単位とする。

※救護施設においては、平成18年10月1日以前に本会の会員となっている場合は引き続き会員とみなす。

※療養介護は、知的障害者を主たる対象とする障害福祉サービスに準ずるものとして取り扱う。

別表2

## —施設・事業形態別、定員規模別会費金額表—

区 分			会費年額	
会 員	1. 経過措置施設関係			
	A	入所施設	29人以下	34,000 円
			30～49	40,000
			50～74	48,000
			75～99	54,000
			100人以上	61,000
	B	通園・通所・福祉工場	10人以下	14,000
			11～19	28,000
			20～59	33,000
			60人以上	37,000
	C	通勤寮		22,000
	D	福祉ホーム		10,000
	2. 障害者自立支援法に定める障害福祉サービス			
	E	日中活動系サービス (多機能型の事業所にあつては、事業所全体の定員)	10人以下	14,000
			11～19	28,000
			20～59	33,000
			60人以上	37,000
	F	施設入所支援 (障害者支援施設にあつては、EとFの合計額)	29人以下	5,000
			30～49	7,000
			50～74	13,000
75～99			17,000	
100人以上			24,000	
G	訪問系サービス (居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援事業)		10,000	
H	共同生活介護・共同生活援助	14人以下	8,000	
		15～30	10,000	
		31人以上	20,000	
I	相談支援事業		14,000	
J	地域活動支援センター	10人以上	10,000	
		15人以上	12,000	
		20人以上	14,000	
K	福祉ホーム		10,000	
L	就業・生活支援センター		14,000	
準会員			上記会員と同額	
研究会員			5,000円	
賛助会員			10,000円以上	

別表3

## 一地区の区分

地区区分	構成区分（都道府県知的障害者福祉協会）
北海道	北海道
東北	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県
東海	静岡県・愛知県・岐阜県・三重県
北陸	新潟県・富山県・石川県・福井県
近畿	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県